

[書評]

『環境倫理学』吉永明弘・寺本剛編、昭和堂、2020 年。

田中朋弘 (熊本大学人文社会科学研究所)

日本の環境倫理学は、1991 年に出版された加藤尚武の『環境倫理学のすすめ』(丸善出版)が本格的な始まりと見なされている。その後、シュレーダー=フレチェットの『環境の倫理(上・下)』(晃洋書房、1993 年)や「環境思想の系譜」シリーズ(『環境思想の出現』、『環境思想と社会』、『環境思想の多様な展開』、東海大学出版会)が 1995 年に出版され、環境と倫理をめぐる考察は本格化した。また、『自然保護を問いなおす—環境倫理とネットワーク』(鬼頭秀一、ちくま新書、1996 年)や、『環境と倫理—自然と人間の共生を求めて』(加藤尚武編、有斐閣アルマ、2005 年)、『環境倫理学』(鬼頭秀一・福永真弓編、東京大学出版会、2009 年)などの優れた入門書が出版されてきた。本書はそうした日本における環境倫理学の議論の流れを踏まえながら書かれた、最新の入門書である。

本書は昭和堂の 3STEP シリーズの第 2 巻で、テーマに関する本文、ケーススタディ、アクティブラーニングという三つの STEP から、それぞれの章が構成されている。アクティブラーニングの部分は、読み手自身がそれについて調べてみたり、考えてみたりすることを促す問いが複数立てられており、展開的な学習に資するつくりになっている。全体は四つのパート(第 I 部 倫理思想と環境問題、第 II 部 「自然」と環境倫理学、第 III 部 「社会」と環境倫理学、第 IV 部 「地域」と環境倫理学)に分けられている。

序章では「環境倫理学の歴史と背景」が、どのように生じ展開されてきたかがまず説明されている。本書では、「環境問題」が「テーマ化」された地点を、レイチェル・カーソンの『沈黙の春』(1962 年)とみなし、原発事故による放射能汚染の問題、気候変動問題、「持続可能な開発」概念の展開などを踏まえて、SDGs(持続可能な開発目標)や海洋プラスチックごみ問題など、最新の環境問題の歴史が確認されている。

本書では、環境倫理学には三つの流れがあるとみなされる。一つ目は、1970 年代に始まった環境倫理学であり、二つ目は 1990 年代に登場した環境プラグマティズムである。そして 1990 年代に始まった日本の環境倫理学には、加藤尚武の「グローバルな議論」と鬼頭秀一らによる「ローカルな議論」があったとされている。本書ではこうした流れを踏まえつつ、「倫理学と環境問題」「自然」「社会」「地域」という四つのテーマに即して論じられる。

第 I 部は「倫理思想」と環境問題について、三つの章で規範倫理学における代表的な理論と環境問題の関係について論じられる。まず第 1 章では、「功利主義と環境問題」が扱われる。ここでは児玉聡(『功利主義入門—はじめての倫理学』ちくま新書、2012 年)の分類に従って、功利主義の特徴が、①帰結主義、②幸福主義、③総和主義としてまとめられている。そしてミルの自由論に基づいて、個人の自由と環境問題における地球全体主義の問題が

論じられる。さらに、功利主義と NIMBY (Not in my backyard) の問題が論じられている。功利主義的な観点をとれば NIMBY は批判の対象となるが、フェルドマンとターナーによる NIMBY 批判の妥当性の検討によれば、NIMBY に自己利益が含まれているからと言って全面的に間違っているとは言えない、という見解が紹介されている。これは、鬼頭秀一らの主張するローカルな観点にも呼応するものだと指摘され、功利主義に基づくグローバルな議論との葛藤が問題視される。

第 2 章では、「義務論と環境問題」が論じられる。この章では義務論を、カントの倫理学をベースに説明し、それが功利主義とどのように異なるか、さらに義務論が環境問題をどのように考えるかについて論じている。義務論と功利主義の違いは少なくとも、①義務論は幸福追求ではなく、義務の遂行を倫理の本質とすること、②義務論は帰結主義をとらないこと、③義務論は幸福の総和の最大化を目指さず、個別の人間の尊厳を重視すること、という三点に集約できると説明される。そのうえで、義務論は環境問題を社会正義の問題として考えるための重要な視点を提供することが明らかにされる。確かにカントの義務論には「人間中心主義」的な性格があり、自然に尊厳を認めるという議論をうまく説明はできないが、他方でそれは、人間中心主義の枠内で自然に対する責任を考えるための良い理由にはなりうることを示される。

第 3 章では、「徳倫理学と環境問題」について論じられる。この章では、徳倫理学の歴史について概観した後で、現代の徳倫理学でも共有されている特徴として、「アレテー」「フロネーシス」「エウダイモニア」があげられている。そして、近年注目を集めている環境徳倫理学が紹介される。そこでは、行為の性格ではなく、徳倫理学が重視する行為者の性格特性が、環境問題に関して意味を持つことの可能性が検討されている。他方で、環境徳倫理学は、ローカルな相対主義へと回帰してしまうのではないかという疑念が取りあげられるが、徳の語彙が表層的なものに帰してしまう危険を踏まえながら、文化や時代的な差異を実践において修正していく可能性が強調される。

第 II 部は、「自然」と環境倫理学について、土地倫理、自然の権利、生物多様性という観点から論じられる。第 4 章では、土地倫理について詳しく検討されている。この章では、土地倫理を環境倫理学の源流と位置づけ、それがとりわけアメリカとオーストラリアの環境倫理学に多大な影響を与えていることが指摘される。しかしノートンの見解によれば、レオポルドの土地倫理は、キャリコットによって 1970 年代に「再発見」され、キャリコットによる解釈によって広く知られるようになったという経緯があり、それは必ずしもレオポルド自身の考え方を反映していないところがある。そうした点を踏まえてこの章では、レオポルドのテキストそのものをじっくり読み解くことに向けられ、それが近年のマルチスピーシーズの議論と「地続き」になっていることが指摘されている。

第 5 章は、自然の権利や動物の権利について論じられる。この章では、まず自然の権利について、アメリカと日本でなされてきた法的権利の訴えとその根拠について検討している

(訴訟名とその提訴年がまとめられた表 5-1 (pp. 90-91) および日本における自然の権利訴訟マップは、一覽性に優れておりこの問題を俯瞰的に考える上で参考になる)。そのうえで、(特に飼育下の) 動物の権利や動物の福祉について論じられ、自然の権利と動物の権利の考え方の違いについても強調されている。

第 6 章は、生物多様性について、1986 年におけるこの概念の起こりや、なぜこの概念が使われるのかという理由などから始められている。そして、1992 年の「国連環境開発会議」で「生物多様性条約」がつけられ、日本もそれに加盟し、「生物多様性基本法」などをはじめとする各種の規制や戦略がつけられた。生物多様性条約は、環境正義の問題とつながり、「バイオパイラシー」概念が紹介されている。さらに、生物多様性の保全がなぜ必要なのかという論点については、人間中心主義と非人間中心主義という対立を超えて、「生態系サービス」という概念や「自然がもたらすもの(Nature's Contribution to People: NCP)」という概念が紹介されている。こうした流れは、環境プラグマティズムの考え方に呼応している。

第 III 部は、「社会」と環境倫理学の関係についてまとめられている。まず第 7 章では世代間倫理について論じられる。そして将来世代に対して負の遺産が一方的に付与されていることが問題として取りあげられ、それに配慮するための根拠として、ハンス・ヨナスの責任論が紹介される。しかし世代間倫理には、パーフィットが指摘するように「非同一性問題」があることが確認される。これは、ある世代の意思決定がいずれにしても将来の世代が生まれてくることに関係しているという事実を踏まえると、その意思決定による帰結がどのようなものであれ、将来世代は、(自分の現在の存在を否定するのでなければ) 現在世代の意思決定を受け入れざるをえないという考え方である。ただしこの章では、非同一性問題によって世代間倫理が完全に不可能になるわけではないことが示される。なぜなら、非同一性問題は個別の人間への影響が想定されているが、世代間倫理の場合は、将来世代は「匿名的集団」と見なされているからである。その意味で世代間倫理は、環境問題を共同体主義的な観点から見ていることになる。

第 8 章では、環境正義の概念が論じられる。この章では、環境の問題が社会問題として認識されるようになる経緯を説明するところから始まる。それは特に、1980 年代のアメリカにおける、有害廃棄物処理施設をめぐる人種差別的な施策(「環境人種差別」)をめぐる生じた運動であり、環境正義運動と呼ばれる。1991 年には、「全米有色人種環境運動指導者サミット」が開催され、そこで「環境正義の原則」が掲げられた。他方、日本における環境不正義は、「地方」「過疎地」あるいは「経済基盤の弱い土地」の問題として、考えられる。ここではその代表例として、水俣における有機水銀中毒事件が取りあげられている。また先住民族に対する環境不正義の例として、ダム建設によってアイヌの人々が土地を追われる事例や、沖縄の基地問題が挙げられている。さらに核の問題と環境不正義について、ウラン鉱の採掘や核実験、あるいは、日本におけるフクシマや六ヶ所村が例に挙げられる。この章は、第 2 章の NIMBY の問題と併せて考えられるべき問題を扱っているといえる。

第 9 章は、リスクと予防原則について論じられている。ここではベックの『危険社会』から始めて、リスク管理やハザード管理という考え方が紹介される。しかし他方で、そもそもリスクやハザードを見積もる評価基準の任意性の問題が残ることが指摘されている。さらに、「予防原則」という考え方が 1992 年のリオ宣言で採択され、ついで 1998 年のウィングスプレッド宣言において「強い予防原則」が採択された経緯が説明されている。またリスク管理の現状と歴史が、2007 年の EU の Reach 規則から始めて、放射線防護の歴史をたどる形で、福島の問題にまでつながるとされる。福島第一原発事故以降の低線量被ばくの問題を具体例に、(J・アルドレッドによる) 発生確率が客観的には不分明なハザードについて、それを明示化してコストを割り振ることができるという考え方(共約可能性の重視)については、むしろそれとは反対に、共約不可能性をもとに予防原則にもとづいて防護基準の見直しをすることが提言されている。

第 10 章は、気候正義が取りあげられる。第 8 章で論じられた「環境正義」は、環境の問題が、単に人間対自然環境という枠組みの問題だけにとどまらないこと、そしてとりわけ、環境汚染の問題が環境をめぐる社会的な不平等や不公正に起因する「社会問題」であることを明らかにした概念であった。それに対して「気候正義」とは、気候変動問題における正義の問題(その対応に関する正義の問題)を意味している。本章ではまず、気候変動問題とは何かについて、地球温暖化問題に関する IPCC(気候変動に関する政府間パネル)からはじめて、気候変動枠組み条約、京都議定書、パリ協定などの取り組みが紹介される。そして気候正義の問題が、排出権をめぐる先進国と発展途上国の間の南北問題であることが示される。しかし他方で、正義に適った対応をどのような観点から見積もるかによって評価が分かれるという問題も指摘される。さらに本章では、気候正義の問題が、将来の人間および他の生物種の未来をもっと考慮に入れるべきこと、また一義的な正義の不存在を認めた上で、対話とコミュニケーションを重ねていくことの重要性が指摘されている。

第 IV 部は「地域」と環境倫理学の関係についてまとめられている。第 11 章では、「風土」や「風景」という観点から環境倫理学をとらえる。ここではまず、和辻哲郎が取り上げられて、自然科学の対象としての自然ではない、「風土」という観点から環境を考える試みが検討される。そこでは、人間と自然環境が別々に存在すると考えるのではなく、人間が自らを了解し、自己を形成するのは、そもそも風土とのかかわりの中においてである、と考えられる。こうした考え方を展開したベルクは、「通態性」という概念を提唱する。これは、主体性と客体性、文化と自然が、「動的に組み合わせられていること」を示すものと説明される。ベルクは、権利と義務の対象性を重視して、非-人間中心主義的な環境倫理を批判する立場をとる。とはいえベルクは前述のように、倫理的主体としての人間存在がそもそも風土によって形成されていると考える立場をとっており、単純な主客二元論に基づく、人間と自然の峻別を主張しているわけではない。本章でベルクの立場は、「人間が人間らしく生きるために、地球は美しくかつ生きるのに適したものであるべきだ」とまとめられている。そのうえで、風

土とのかかわりを尊重した開発のルールと、「生態学的なもの」と象徴的なものが接合する場所」としての「風景」を重視することが提唱される。この章では、こうした考え方のケーススタディとして、真鶴町の「美の条例」があげられており、読み手に具体的なイメージを喚起している。

第 1 2 章は、1990 年代半ばから応用倫理学の仲間入りをした「食農倫理学(food and agriculture ethics)」が論じられる。食農倫理学は、「人々が何を食べるべきか」「食べるべきではないか」「それはどのような理由によるのか」—すなわち「よい食」について再検討し、それに応じてフードシステムに介入するための方策を検討する分野であるとみなされる。ただし食農倫理学は、哲学者や倫理学者による「環境倫理学」の一部というよりは、それと時に対立的な関係にもあった農林水産業の立場から展開されてきた、別の流れに位置づけられている。食農倫理学において中心的に論じられるキーワードは、「フードシステム」と「倫理的消費」である。「フードシステム」は、主として農業経済学で用いられる概念であり、「食料供給の一連の流れをシステムとして把握することを指す」とされる。「倫理的消費」とは、動物保護や環境保全、小規模製造業者などに対する支援につながる消費運動を指す。こうした運動が問題のあるフードシステムを変える力を持つと考えられている。食農倫理学では、食の公共的なあり方を論じるために、科学的・統計的アプローチが浸透し、それがリスクという観点から論じられるようになってきている。また、道徳的菜食主義者によって「道徳的に問題がある食べ物」とみなされる食物が拡張されている。食農倫理学は、総じて、個人的な「食」が同時に社会性をもつことに、わたしたちが関心を向けるように促していることが指摘される。

第 1 3 章は、2000 年代に登場した「都市の環境倫理」をとりあげている。従来の環境倫理学は自然環境を主として問題にしてきたが、自分の「身のまわり」としての「都市」についても扱うべきだというのがそのコンセプトである。本章では、「都市は環境にやさしくないのか」という問いを立て、「エコロジカル・フットプリント」という指標による検討結果を示す。それによれば、都市の集合住宅よりも郊外の一戸建て住宅に住む方が環境に対する負荷が大きいことになる。他方、日本のいわゆる「エコ住宅」は、環境性能という点では実際にはエコではないことが指摘されている。さらに「都市に自然はないのか」という問いに対しては、それが必ずしも事実ではないことが確認され、むしろ、都市に自然を増やすことの重要性が主張されている。そうした自然は、都市において「施設化されずに保留された場所」としての「空地(くうち)」(その具体化としての「市街化調整区域」)であり、それを積極的に維持することの重要性が提唱されている。都市の環境倫理をテーマ化する理由は、都市環境についての考察は人間的営為の肯定につながることで、また、都市を射程に入れることが環境倫理の間口を広げることになる、とされている。

第 1 4 章は、エコツーリズムについて論じられる。2022 年 3 月現在、長期にわたるパンデミック状況によって大がかりな観光はほぼ休止しており、今後の状況はまだ不透明だが、観

光そのものは世界的にみてもますます盛んになる流れにある。それは経済的・文化的な人の移動を活性化させるというメリットがあると同時に、観光の大衆化は観光の質の低下をもたらしたり、オーバーツーリズムの問題が引き起こされたりしている。そうした状況に対して、オルタナティブツーリズムという考え方が現れた。それは、「持続可能な観光」という言葉に集約される。そのために、自然資本と人工資本が代替可能であるとする「弱い持続可能性」と、それらは代替不可能であり補完的な関係にあるとする「強い持続可能性」という概念が導入され、後者が支持される。そして、後者に基づいてエコツーリズムという概念が説明される。しかしそこには、自然と触れ合うために自然に負荷をかけなければならないというジレンマがどうしても残る。これは規模が大きくなった場合、エコツアーにおける「コモンズの悲劇」(第三章)となる。それを避けるためには、ローカルなコモンズをルールに従って運用する必要がある(タイトでローカルなコモンズ)ことが指摘される。

以上が本書のあらましである。本書は、全体としては、環境をめぐる倫理思想の変遷を踏まえて、現代的で具体的な問題点を洗い出し、それらが人間の向こう側にある客観的な対象(自然環境)とだけ見なされるべきではないこと、また環境問題は、自然の中にあることで自らが規定され、自然と常に相互関係を結んでいる人間における、社会的な問題をさまざまに含んでいることを検討している。そしてそのような検討全体の前提として、何か一つの絶対的な価値が存在するとは考えず、環境をめぐるさまざまな価値の多元性を認め、そのうえでそれらをめぐるコミュニケーションを重ねることで、環境問題についての具体的な合意に至ろうとするという態度が重視されているように思われる。そうした見方は、一方では、初期の環境倫理学から環境プラグマティズムの議論を経て、他方では、『土地の倫理』の読み直しや「風土」や「里山」という観点を経て到達された、環境倫理学の現在地だといえるかもしれない。

価値や規範に関するそのような(メタレベルの)構えをとるとすると、従来の規範倫理学の理論は環境倫理学の諸問題を検討する上で、どのように考えられることになるであろうか。本書でそれは最初の三章で「倫理思想と環境問題」として論じられ、功利主義・義務論・徳倫理学が紹介されている。ある特定の環境問題に対して、わたしたちはいずれかの規範倫理的な立場をあらかじめ選び、基本的には常にそれに従って行為すべきであろうか。もしそうだとすると、なぜ他ではない「それ」に従うべきなのかを説明しなければならなくなる。他方で、何らかの道徳的規範は文脈に応じてどれを用いるのかを決めるべきなのであろうか。たとえば環境正義や気候正義が論じられるときには、すでにその枠組みは決められていると言える。しかしそうであっても、議論は最終的に「正義とは何か」ということに行きつく(逆戻りする?)ことがしばしばある。応用倫理学の諸問題は、このような規範性への問いをわたしたちに投げかけている。

本書では、食と農業における倫理性が食農倫理学として論じられているが、これは環境倫理学の中でもとりわけ新しい領域である。中でも肉食の倫理的是非については、長らくピー

ター・シンガーの議論が扱われることが通例だったように思うが、近年この問題に関する論考や翻訳が多数出版されるようになり、議論が本格化する段階に入ってきている。「肉食を止めるべきだ」、または「肉食を控えるべきだ」という主張は、健康上の理由や生態学的理由はもとより、さまざまな理由に基づきうる（倫理的な観点から詳細な検討がなされている最新の文献としては、児玉聡の『実践・倫理学—現代の問題を考えるために』勁草書房、2020年が挙げられる）。そして、倫理的な観点からみて、動物に苦痛を与えることをできるだけ避けるべきだという理由の妥当性については、このところ前よりも一般的な共感が広がりつつあるように思われる。他方で、肉食を正当化する議論は、ドミニク・レステルの『肉食の哲学』（左右社、2020年）などでも論じられているが、まだそれほど多くはないように見える。さらに、苦痛を与えることの是非に関する議論の枠組みは、肉食の問題から少し離れてみると、苦痛を享受する主体としての人間を減らしていくべきだと主張する反出生主義の主張ともつながりを持つことになるであろう。

最後になるが、2021年度前学期に本書を授業で用いた。そこで参加学生は、第13章の「都市の環境倫理」の内容に「食いつき」がよかったが、これは、よい意味でわたしの予想とは異なっていた。その意味では本書は環境問題にこれからアクセスしようとしている読み手に対して、幅広い観点と新しい情報や知見を十分にとりいれ、実感的な気づきに基づいて多様な見方を提供できるよい手引きになっている。